三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村片桐三四五八の二七から三四五八の三六まで、三五八五の一、三五八五の一二から三五八五の一四まで、三七五一の一、三七五一の九、三七五六の三から三七五六の五まで、三七五六の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町福島六六一から六六三まで、六六七のイ、六六七の一、六六七の二、六六八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡宮田村四七四六の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
宮田村四七四六の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字長野一五八の三、一五九の二、一六一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡天龍村神原四五三八
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町大瀬字政木三一五（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字政木三一五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市中辺路町道湯川字大地谷三・三の一・四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一、一の一、二、二の一、二の二、一二、一二の一、一三、一六、一七、二五、三〇、三六、三八の一、四〇の一、五三、五五、五五の一、五七、五八、六七の一から六七の三まで、七〇、七三、七七、七八、八八、九〇から九三まで、九九、字廣田一〇〇・一八八の一・一八八の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一三、一一七、一一九から一二二まで、一二四から一二七まで、一二七の一、一二七の二、一二八、一三一から一三六まで、一三九から一四二まで、一四四、一四五、一五〇、一五四、一五五、一五六の一、一五六の二、一五七から一五九まで、一五九の一、一六〇、一六一の二、一六二、一六三、一六八、一七四、一八五、一八六、一八八の二、一九九の一、一九二、一九六から一九八まで、一九八の一、一九九から二〇七まで、二〇七の一、二〇九、二一〇、二一〇の一、二一一、二二〇の一
二　指定の目的　水源のかん養